

# 群馬県水泳連盟規約

## 第 1 章 名称・資格及び事務所

- 第 1 条 本連盟は、群馬県水泳連盟と称し、略称を群水連または G. S. R という。
- 第 2 条 本連盟は、群馬県内の水泳及び水泳競技（以下水泳という）を統轄代表する団体としての資格で、財団法人日本水泳連盟並びに財団法人群馬県体育協会に加盟する。
- 第 3 条 本連盟は、事務所を下記に置く。  
〒379-1307 利根郡みなかみ町政所 1106（田中信宏 方）  
TEL, 0278-62-3096 FAX, 0278-62-3096

## 第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本連盟は、群馬県内の水泳の健全な普及発展を図り、水泳を通して県民の体育振興に努め、健全なスポーツ精神を涵養することを目的とする。
- 第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
（1）水泳の普及発展に関する施策の審議や推進  
（2）加盟団体及び登録団体の助成並びに連絡統合  
（3）水泳大会、講習会等水泳に関する事業の実施や後援  
（4）全国及び地域の大会への選手及び役員の派遣や後援  
（5）他の体育団体との連携連絡や役員の派遣  
（6）水泳競技場の建設促進及びそれらに関する事業の推進や後援  
（7）その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 加盟団体及び会員

- 第 6 条 本連盟は、次にあげるものを加盟団体及び会員とする。  
（1）郡または市の地域の水泳を統轄する団体（以下加盟団体という）。  
（2）本連盟に登録した団体（以下登録団体という）。  
（3）連盟に登録した個人（以下登録会員という）。  
（4）本連盟の目的を賛助する個人または団体（以下賛助会員という）。
- 第 7 条 本連盟に加盟しようとする団体は理事会の同意を得て加盟することができる。  
2. 登録団体及び登録会員は、その地域の加盟団体を通じて登録しなければならない。

## 第 4 章 会 計

- 第 8 条 本連盟の経費は次にあげるものをもって支弁する。  
（1）加盟団体の分担金 （2）登録料 （3）賛助会費  
（4）事業に伴う収入 （5）寄付金 （6）その他の収入
- 第 9 条 加盟団体は分担金とその地域の登録団体及び登録会員の登録料等を取りまとめ、毎年 6 月末日までに本連盟会計宛に納入しなければならない。
- 第 10 条 賛助会員は賛助会費を毎年 6 月末日までに本連盟会計宛に納入しなければならない。
- 第 11 条 本連盟の予算及び決算は評議員会に報告しその承認を受けなければならない。
- 第 12 条 本連盟に特別会計を設けることができる。  
2. 借入金をするときには理事会の議決を必要とする。
- 第 13 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 5 章 役 員

- 第 14 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名  
理 事 若干名 監 事 2名 評議員 若干名

第15条 加盟団体は、各団体ごとに5名の評議員を選出する。

2. 前項の規定によって選出された評議員が、会長、副会長、監事に就任したときは評議員の資格を失う。その場合には、その者が所属している加盟団体からこれに代わる評議員を選出する。

第16条 会長、副会長は評議員会でこれを推挙する。

2. 会長は、本連盟を代表し会務を統轄し、かつ評議員会及び理事会の議長となる。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4. 会長、副会長は就任と同時に理事となる。

第17条 理事は、前条4項による理事と、加盟団体の5名の評議員の中から推薦された2名のほか、第28条の各部会の代表者ならびに会長が指名したものとする。

2. 理事は、理事会を組織して評議員会より委託を受けた事項及び会務を執行し、評議員会においてこれを議決する。

第18条 理事長、副理事長は理事会において理事の互選で定める。

2. 理事長は、理事会の議決に基づき会務を掌理する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し理事長不在の時はその職務を代行する。

4. 会長において理事会を招集するいとまのない緊急を要する事項については理事会の議を経ないでこれを処理することができる。

5. 前項の場合には、会長は事後直ちに理事会の承認を得なければならない。

第19条 監事は、評議員会の議決に基づき会長が委嘱する。

2. 監事は会計監査の職務を行うほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

第20条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合、それぞれ第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項の規定に準じて補充する。

## 第6章 名誉会長、顧問、参与、名誉会員、会友

第21条 本連盟には、名誉会長、顧問、参与、名誉会員、会友を置くことができる。

2. 名誉会長は、理事会で推薦したものにつき評議員会の議決をもって推挙する。

名誉会長は会議に出席して意見を述べることができる。

3. 顧問及び参与は、理事会の議決をもって推薦したものにつき会長が委嘱する。

顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会及び専門委員会の諮問に応ずる。

4. 名誉会員は、本連盟に特に功労のあったものから評議員会の議決により推挙する。

5. 会友は、本連盟に特に深い関係のあるものから理事会の議決により推薦する。

6. 名誉会長、名誉会員及び会友は、終身の特別会員となる。

7. 顧問、参与は、会長の一任期をもって委嘱をとく。

## 第7章 会 議

第22条 評議員会は、本規約に定める事項を行うほか、本連盟の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

2. 理事、監事、顧問及び参与は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第23条 評議員会は必要に応じて会長が招集する。

2. 会長は定例の評議員会を少なくとも年1回は招集しなければならない。

3. 理事及び評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、会長は2週間以内に評議員会を招集しなければならない。

第24条 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。ただし、同一議事について再度の招集をしたときはこの限りではない。

2. 評議員が評議員会に出席できないときは、その評議員の所属する加盟団体の役員に委任して代理人として議決権を行使できる。

第25条 評議員会の議事は出席評議員の過半数の議決で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第26条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

2. 理事の3分の1以上から会議の目的項目を示して請求のあったときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

第27条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。

2. 理事会の議事は出席理事の過半数の議決をもって定め、同数のときは議長がこれを決める。

3. 理事の代理人は認めない。ただし、会長に提出した議事に従う趣旨の誓約書をもって会議成立のための定数の一員とみなすことができる。

## 第8章 部 会

第28条 本連盟に次の部会を置く。

高等学校部会・中学校部会・小学校部会・ジュニア部会・マスターズ部会

2. 各部会は、それぞれを統轄する水泳団体と連絡調整にあたる。

## 第9章 専 門 委 員 会

第29条 本連盟は、第5条の事業遂行のために理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会は理事会の付託した事項についてそれを調査研究し実施する。

3. 専門委員会の名称・委員並びに所管事項、その他必要事項は理事会が決定する。

第30条 前条の専門委員会についての専門委員会規定は理事会の議を経て評議員会がこれを議決する。

## 第10章 規 約 変 更 及 び 解 散

第31条 本規約の改正は評議員会の議決による。

第32条 本連盟の解散は評議員会の議決による。

2. 本連盟の解散に伴う残金財産は、本連盟の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

## 第11章 附 則

1. この規約は昭和45年4月1日から施行する。

2. 他の団体への派遣役員については、理事会において選定し、評議員会の議決を得ることとする。

3. 本規約施行前において他の団体へ派遣されている役員は、本規約施行後はその任期の如何にかかわらず前項の規定に従うものとする。

昭和49年4月1日及び昭和53年4月1日、昭和55年4月1日、昭和57年5月27日、

昭和63年4月1日、平成2年4月1日、平成14年4月20日、平成17年4月16日、

平成21年3月8日、平成25年3月24日 一部改正

# 群馬県水泳連盟専門委員会規程

(趣 旨)

第1条 群馬県水泳連盟規約第29条の規程に基づき専門委員会を設ける。

(所管事項)

第2条 専門委員会の所管事項は別表の通りとする。

2. 特に必要あるときは、特別専門委員会または特別専門委員を置くことができる。

(委員会の構成)

第3条 各専門委員会の役員は、委員長1名、副委員長2名以内、委員若干名で組織する。

2. 委員は、理事、評議員の中から理事会が推薦する。

3. 会長は前項のほか学識経験者を指名し、理事会の承認を得て委員として委嘱することができる。

4. 委員の任期は、群馬県水泳連盟役員の任期と同じくする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、前条第2項、第3項に基づく委員の中から理事会に諮り会長が委嘱する。

2. 委員長は会務を総理する。

3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、専門委員会、合同委員会及び専門委員長会とする。

2. 専門委員会は委員長が、合同委員会及び専門委員長会は会長が招集する。

3. 本連盟会長、副会長、理事長、副理事長は会議に出席して意見を述べることができる。

4. 委員会の決定事項は、理事会の承認を得なくてはならない。

(委 任)

第6条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則 この規程は、昭和45年 4月 1日に遡及し施行する。

昭和49年 4月 1日 一部改正

昭和55年 4月 1日 一部改正

平成 2年 4月 1日 一部改正

平成14年 4月20日 一部改正

平成17年 4月16日 一部改正

平成21年 3月 8日 全面改正

平成25年 3月24日 一部改正

別 表

専 門 委 員 会	所 管 事 項
総 務 委 員 会	1. 連盟全般の運営連絡等に関する事務事項 2. 財務に関する事項 3. 登録に関する事項 4. 施設に関する事項 5. 広報・表彰に関する事項 6. その他
競 技 委 員 会	1. 競技会の企画と運営に関する事項 2. 競技役員に関する事項 3. 記録編集に関する事項 4. その他
競 泳 委 員 会	1. 競泳強化訓練の企画と運営に関する事項 2. 強化講習会・研修会に関する事項 3. その他
水 球 委 員 会	1. 水球競技会の企画と運営に関する事項 2. 強化訓練・講習会・研修会に関する事項 3. その他
飛 込 委 員 会	1. 飛込競技会の企画と運営に関する事項 2. 強化訓練・講習会・研修会に関する事項 3. その他
シンクロ委員会	1. シンクロ競技会の企画と運営に関する事項 2. 強化訓練・講習会・研修会に関する事項 3. その他
地域指導者委員会	1. 水泳普及の企画と運営に関する事項 2. 指導者養成と検定に関する事項 3. その他
医科学委員会	1. 水泳の普及強化に関する医科学的事項 2. その他
情報処理委員会	1. 情報処理の運用に関する事項 2. 連盟 HP の運用に関する事項 3. その他